

日野市立病院の「説明と同意」に関する方針

1. 『説明と同意』について

当院では、医療者が患者の知る権利および自己決定の自由を十分に尊重し、適切な説明と患者の理解に努め、十分な合意形成を行うことを『説明と同意』と定義し、その『説明と同意』のもとに医療を提供する。ただ単に一方的な説明とともに形式的な同意（書）を得る行為は、当院の『説明と同意』には当たらない。

2. 『説明と同意』に際しての基本原則

- 1) プライバシーに配慮した環境で行う
- 2) 十分な情報提供を行う
- 3) 平易な言葉でわかりやすく説明する
- 4) 患者が十分に理解していることを確認する
- 5) 患者が自発的に、真意として同意していることを確認する
- 6) 自己決定の支援としてセカンドオピニオンの権利について説明する
- 7) 同意撤回の自由について説明する
- 8) 説明と同意の内容について記録を残す

3. 情報提供の内容

- 1) 病名・病態
- 2) 検査や治療の名称・内容・目的・方法・必要性・有効性
- 3) その医療行為に伴う危険性・合併症・合併症発症時の対応
- 4) その医療行為を行わなかった場合のメリット・デメリット・予後予測
- 5) その他の選択肢の有無とその内容

4. 患者自身での意思決定が困難な場合

適切な代理人の推定意思を尊重し、患者にとって最善の方針となることを基本として合意を得るように努める。

5. 医療者側同席者の役割

主には看護師が医療者側同席者となるが、第三者的な視点に加えて、患者・家族の意思決定を支援する役割を担っている。